

日本学生支援機構給付奨学金の支援区分見直しについて

<支援区分に変更があった場合>

- 支援区分の見直しの結果、第Ⅰ区分から第Ⅳ区分の範囲内で支援区分の変更があった場合、2026年10月以降の1年間の支給月額及び授業料減免額が変更になります。
- 給付奨学金と併せて第一種奨学金（貸与奨学金）を受けている場合は、第一種奨学金の貸与月額も変更される場合があります。
- 支援対象外から、支援対象範囲内（第Ⅰ～Ⅳ区分）となった場合、2026年10月以降1年間の支給及び授業料減免の支援が再開されます。第一種奨学金を受けている方は、現在支給の貸与月額が制限（併給調整）されます。

<第Ⅰ区分から第Ⅳ区分、いずれの支援区分にも該当しない場合>

- 支援区分の見直しの結果、いずれの区分にも該当しない場合、支援対象外となり、2026年10月以降1年間の給付奨学金は支給停止、また授業料減免も支援対象外となります。
次年度（9月）の支援区分の見直しの際に、再度いずれかの区分に該当した場合、給付奨学金の支給及び授業料減免の支援が再開されます。
- 給付奨学金と併せて第一種奨学金の貸与を受けている場合、給付奨学金が支援対象外になっている期間は第一種奨学金貸与月額の制限（調整）は解除されます。